

社会・援護局関係主管課長会議資料

平成22年3月2日（火）

社会・援護局 福祉基盤課

目 次

(重点事項)

1 独立行政法人福祉医療機構について	
(1) 機構の業務について	1
(2) 社会福祉振興助成費補助金について	1
(3) 福祉貸付事業について	2
(4) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度について	5
2 福祉・介護人材確保対策について	
(1) 福祉・介護人材確保の現状と課題	8
(2) 平成21年度からの新たな福祉・介護人材確保対策について	8
ア 介護福祉士等就学資金に関する留意事項	10
イ 障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業の促進	10
ウ セーフティネット支援対策等事業費補助金に関する留意事項	13
エ 福祉・介護人材確保に係る関係機関の連携	14
(3) 既存の福祉・介護人材確保対策について	
ア 都道府県福祉人材センターにおける取組	14
イ 中央福祉人材センターにおける取組	17
ウ 福利厚生センターによる福利厚生事業	17
エ 日本社会事業大学における福祉・介護人材の養成	18
オ 社会福祉事業従事者に対する研修等	19
(4) 「介護の日」について	21
3 経済連携協定に係る外国人介護福祉士候補者の受入れについて	
(1) 現状	23
(2) 平成22年度の受入れ	23
(3) 候補者に対する日本語習得支援策(平成22年度予算案)	24
(4) 各自治体への情報提供	24
4 社会福祉法人について	
(1) 社会福祉法人の会計処理基準の一元化について	25
(2) 社会福祉法人の指導監査について	26
5 社会福祉施設の運営等について	
(1) 社会福祉施設の運営	30
(2) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について	32
(3) 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の早期執行について	33
(4) 社会福祉施設等の木材利用の推進について	34
(5) 社会福祉施設等の防災対策について	34
6 福祉サービスの質の向上のための取組みについて	
(1) 福祉サービス第三者評価推進事業	36
(2) 苦情解決事業	38

(参考資料)

1	独立行政法人福祉医療機構貸付事業	39
2	民間金融機関との協調融資（併せ貸し）制度の概要	41
3	社会福祉施設職員等退職手当共済事業	43
4	福祉・介護人材確保対策事業の実施状況	44
5	都道府県における福祉人材センター・バンク担当課一覧	68
6	都道府県福祉人材センター・バンク一覧	69
7	都道府県福祉人材センターにおけるハローワーク（HW）との連携状況	71
8	平成21年度 都道府県福祉人材センター・バンク事業実施状況	72
9	福利厚生センター関係資料	81
10	中央福祉学院・平成22年度 社会福祉研修実施計画（案）	84
11	国立保健医療科学院・平成22年度研修一覧	86
12	社会福祉士及び介護福祉士国家試験の受験者・合格者の推移等	87
13	社会福祉士会・介護福祉士会会員数都道府県別一覧	89
14	都道府県社会福祉士会等職能団体名簿名簿	90
15	経済連携協定(EPA)に基づく外国人介護福祉士候補者の受入れ(概要)	93
16	社会福祉法人の新会計基準（素案）について	97
17	社会的な問題が発生した社会福祉法人の主な事案	118
18	社会福祉法第56条に基づいた法人の改善措置等の流れ（例示）	120
19	第三者評価の受審件数（都道府県別）	121

重点事項

1 独立行政法人福祉医療機構について

(1) 機構の業務について

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、福祉・医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、福祉保健医療情報サービス事業、退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業など国の福祉・医療政策等に密接にかかわる多様な事業を適正かつ効率的に実施することにより、わが国の福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効果的に提供する使命を担い、福祉・医療の民間活動を支援しているところである。各都道府県におかれては、機構の業務運営について、引き続き十分な理解と活用を図られるとともに、連携とご協力をお願いしたい。

(2) 社会福祉振興助成費補助金について

長寿・子育て・障害者基金については、行政刷新会議の事業仕分けにおいて「基金の全額を国庫に返納し、必要な事業については、毎年度予算措置すること」との評価結果を踏まえ、基金を返納し、社会福祉振興助成費補助金を新たに創設することとしたものである。

社会福祉振興助成費補助金は、政策動向や国民ニーズを踏まえ、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し助成を行い、高齢者・障害者が自分らしい生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援等を行うことを目的として、これまで、長寿・子育て・障害者基金で培ってきた助成のノウハウなどの一定の部分は継続しつつ、新たな政策課題への対応ができるよう事業内容を見直しすることとしている。基本的な枠組みは、別添（案）のとおり検討中であり、今後の検討過程で変更することもあることに留意願いたい。

また、廃止する長寿・子育て・障害者基金による助成金についての来年度分の交付要望は既に受付を終えているところであるが、これらの取扱いについては、社会福祉振興助成費補助金の助成要望があったものとみなし取扱うこととし、かつ、既に提出した助成金交付要望を取下げ、あるいは要望内容を変更して、社会福祉振興助成費補助金の助成申請を行うことは差し支えない取扱いとする予定であるので、管内の社会福祉法人、特定非営利活動法人等に周知方をお願いしたい。

(3) 福祉貸付事業について (参考資料1 参照)

ア 22年度福祉貸付の貸付規模

資金交付額 2,487億円 (うち福祉貸付 1,263億円)

イ 貸付条件の見直しについて (22年度新規分)

機構の貸付を取り巻く環境は、財政投融资改革の推進等により厳しさを増してきているが、このような状況の中で社会福祉施設整備等のニーズに応えるため、政策上必要な施設整備のための貸付原資の確保を図るとともに、厳しい経営環境の中で、社会福祉法人等が福祉、介護サービスを安定的かつ効果的に提供できるよう更なる融資条件の緩和等を行うこととしているので、了知の上、管内の社会福祉法人等に対する周知徹底をお願いしたい。

また、機構主催で、平成22年度福祉貸付事業の具体的な取扱方針並びに貸付事務手続き等に関する「福祉貸付事業行政担当者説明会」が開催される予定(別途機構通知)であるので積極的な参加をお願いしたい。

(ア) ユニット型特別養護老人ホームに係る建築資金及び土地取得資金の償還期間及び据置期間の延長

借入額が高額となるユニット型特別養護老人ホームについて、毎年の償還額を縮小し、サービス提供体制が軌道に乗るまでの間の経営が安定するよう、償還期間及び据置期間の延長を図る。

償還期間：20年以内→25年以内 据置期間：2年以内→3年以内

(イ) 保証人の免除

社会福祉法人が希望する場合にあっては、保証人の取り扱いについて、個人による保証ではなく、貸付利率に一定の利率を上乗せするオンコスト方式(平成22年度オンコスト金利：0.05%)を導入する。なお、無担保による貸付けには適用しない。

(ウ) 都市部を中心とした地域における低所得高齢者居住対策として、見守り機能を備えた軽費老人ホームの整備に対する融資

都市部を中心とした地域における低所得高齢者居住対策として、現行の居室面積基準や職員配置基準等を緩和し、見守り機能を備えた軽費老人ホームの整

備を行う場合においても、新たに融資の対象とする。

- (エ) 整備促進特別対策事業で対象となる定期借地権の一時金に対する融資制度の創設（平成23年度まで）

都市部等での用地取得が困難な場合に、用地確保のために定期借地権を設定し、施設経営者が土地所有者に借地代の前払いとして一時金を支払った場合に要する費用について、土地取得資金の中で融資の対象とする。

- (オ) 児童デイサービス事業所及び療養介護事業所に係る貸付けの相手方の拡大
貸付の相手方に、一般社団法人及び一般財団法人を追加する。

- (カ) 共同生活介護事業（ケアホーム）及び共同生活援助事業所（グループホーム）に係る貸付金の種類の拡大
貸付金の種類に、経営資金を追加する。

- (キ) 融資率の見直し

以下の障害者関連事業の旧法施設について、融資率の引き下げを行う。

- ・対象施設：身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、身体障害者小規模通所授産施設、身体障害者福祉工場、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者小規模通所授産施設、知的障害者福祉工場、精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉工場、精神障害者小規模通所授産施設
- ・融資率の引き下げ：75%→70%

- ウ 引き続き実施する優遇措置について

前記の条件の見直しのほか、次の事項については平成21年度に引き続き実施することとしている。

- (ア) 療養病床のケアハウス等への転換に係る融資条件の優遇

平成19年度から実施してきた療養病床のケアハウス等への転換に係る融資条件の優遇措置（融資率の引き上げ、貸付利率の引き下げ）について、平成22年度も引き続き実施することとする。

- ・融資率の引き上げ：70%・75%→90%
- ・貸付利率の引き下げ：財政融資資金借入金利と同率

(イ) 障害者の就労支援事業の推進に係る貸付けの相手方の拡大等

平成20年度から実施してきた障害者の就労支援事業の推進に係る貸付けの相手方の拡大（特定非営利活動法人の追加）及び優遇措置（融資率の引き上げ）について、平成22年度も引き続き実施することとする。

- ・ 融資率の引き上げ : 80%→90%

(ウ) 保育所及び放課後児童クラブに係る融資条件の優遇

平成21年度から実施してきた保育所及び放課後児童クラブに係る融資条件の優遇（融資率の引き上げ）について、平成22年度も引き続き実施することとする。

- ・ 融資率の引き上げ : (保育所) 80%→90%
(放課後児童クラブ) 75%→90%

(エ) アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇

平成17年度から実施してきたアスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置（融資率の引き上げ、貸付利率の引き下げ）について、平成22年度も引き続き実施することとする。

- ・ 融資率の引き上げ : 70%→75%、75%→80%
- ・ 貸付利率の引き下げ : 通常の貸付利率から0.05%～0.4%引下げる

(オ) 耐震化に係る改築・修繕等事業及び災害復旧事業に係る融資条件の優遇

平成18年度から実施してきた耐震化に係る改築・修繕等事業及び災害復旧事業に係る融資条件の優遇措置（融資率の引き上げ）について、平成22年度も引き続き実施することとする。

- ・ 融資率の引き上げ : 70%→75%、75%→80%

エ 協調融資について

社会福祉法人が民間金融機関からの資金調達が円滑に行えるよう、機構と民間金融機関が連携して融資を行う協調融資の仕組みについて、福祉貸付全般に範囲を拡大したところであり、協調融資の利用促進について引き続き社会福祉法人に対して、その活用について助言をお願いしたい。（参考資料2参照）

(4) 社会福祉施設職員等退職手当共済事業について

ア 平成22年度予算(案) (参考資料3参照)

- | | |
|----------|---------|
| ① 給付予定人員 | 74,480人 |
| ② 給付総額 | 909億円 |

イ 平成22年度単位金額

平成22年度の単位金額については、平成22年度予算が成立次第、告示にてお知らせすることとしているので了知されたい。

ウ 都道府県補助金について

例年、都道府県補助金の交付の遅れが見られ、それに起因した退職手当金の支給遅延も過去に発生している。近年、遅延の改善は見られるものの、一部の県においては未だ補助金の納付が遅れている状況が散見される所。

退職手当共済は一時的であっても支給財源に不足が生じ支給遅延が発生することは、制度に対する信頼を損なうことになるため、本制度の円滑な実施のため、平成21年度分に係る補助金の交付が完了していない県におかれては、速やかに交付するようお願いしたい。

また、平成22年度以降においても補助金の早期交付について特段のご配慮をお願いしたい。

(別添)

社会福祉振興助成費補助金概要(案)

※本資料は現時点での案であり、今後、変更があり得るものである

事業目的

政策動向や国民ニーズを踏まえ、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し助成を行い、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援等を行うことを目的とする。

補助金の規模・交付先

平成22年度予算額(案) : 3,047百万円 交付先 : 独立行政法人福祉医療機構

助成対象事業

独立行政法人福祉医療機構は、次の事業を実施するものとする。

- (1) 先進的・独創的活動支援事業
社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業、全国又は広域的な普及・波及を念頭に制度や施策を補完・充実させる事業
- (2) 地域活動支援事業
社会福祉諸制度の谷間や制度外のニーズ、地域の様々な福祉ニーズに対応した地域に密着した事業
- (3) 障害者スポーツ支援事業
スポーツを通じ、障害者の社会参加を推進する事業

助成対象事業者

社会福祉法人、一般社団又は財団法人、特定非営利活動法人、社会福祉の推進に寄与する事業を行う法人又は団体

助成額

地域活動支援事業は、助成額上限を300万円とし、その他の活動は、上限を設定しない。ただし、50万円に満たない事業は、助成の対象としない。

募集期間及び募集方法

募集期間、募集手続等の詳細は、別途お示しする予定であるが、おおよそのスケジュールは以下を想定しているところ。

【既に受付済み分(平成21年10月31日までに応募済みの事業)】

- ・助成事業の内定 平成22年4月上旬(22年度予算案が21年度内に成立した場合)

【新規・内容変更分】

- ・募集要領配付及び応募期間 平成22年6月中
- ・助成事業の内定 7月

その他

- (1) 長寿・子育て・障害者基金については、行政刷新会議における事業仕分けにおいて、基金を全額国庫に返納し、必要な事業は、毎年度予算措置とされたことを踏まえ、平成22年度から新たに補助金を創設することとした。
- (2) 長寿・子育て・障害者基金による助成金交付要望を既に提出されているものについては、社会福祉振興助成費補助金の助成要望があったものとみなして取り扱うこととする。
ただし、既に提出している助成金交付要望を取下げ、あるいは、要望内容を変更して社会福祉振興助成費補助金の助成申請を行うことは差し支えない。
- (3) 他の補助制度による補助対象となった場合は、社会福祉振興助成費補助金(仮称)の助成の対象とはならない。
なお、助成対象事業の分野横断的な取組、複合的な取組及び複数年助成の取扱いについては、現在検討中である。
- (4) 補助事業の採択は、外部有識者により構成する委員会で審議・決定するとともに、助成事業終了後、事後評価を行う。
- (5) 補助金適正化法を適用し、実績報告が遅延する事業は返還させることがある。

【先進的・独創的活動支援事業】

- ① 高齢者・障害者が主体的・積極的に活動することができるよう創意工夫を活かした場の提供等を図る事業
 - ・地域で生きがいをもって普通の暮らしをすることを支援する事業
 - ・高齢者等の健康保持事業の促進、団塊の世代等による地域のコミュニティの再生に関する事業
 - ・認知症高齢者を地域で支え、受け入れていくための支援事業
 - ・高齢者・障害者の住環境問題に関する事業
- ② 貧困対策等社会的支援（福祉的支援）が必要な事業
 - ・生活保護のボーダーにある低所得者を支援する事業
 - ・ホームレス、ネットカフェ難民等を支援する事業
 - ・発達障害や医療的ケアが必要な状態にある者とその家族への支援
 - ・刑務所出所者への福祉的支援
 - ・へき地等におけるサービス提供
- ③ 福祉・介護従事者の確保・育成に関する事業
 - ・福祉・介護分野に従事する者の資質の向上に関する事業
 - ・福祉・介護分野に従事する者の定着支援に関する事業
 - ・福祉・介護分野への人材の参入促進等に関する事業
- ④ 地域や家庭における子育て支援に関する事業
 - ・子育て支援のネットワーク作りや安全・安心な子育て環境作りを支援する事業
 - ・児童虐待・DV・いじめ等により保護・支援が必要な子ども・家庭の支援事業
 - ・ひとり親家庭等への相談・就労等を支援する事業
 - ・青少年の非行防止・健全育成に関する事業
- ⑤ 高齢者・障害者の介護を担う家族を支援するための基盤の確保及びネットワーク整備を図る事業
 - ・介護知識の提供・介護技術の習得を支援する事業
 - ・地域で介護を担う家族の一時的な休息、見守り等を支援する事業
 - ・在宅で安心して生活できる環境をサポートするネットワーク事業

- ⑥ 高齢者・障害者の就労支援・権利擁護等に関する事業
 - ・就労支援のための場の提供、ネットワークづくり等を支援する事業
 - ・虐待・消費者被害等高齢者・障害者の権利擁護のため相談・支援する事業
- ⑦ 日常生活、社会参加等を支援する福祉用具の実用化研究開発に関する事業
- ⑧ その他全国又は広域的な普及・波及効果が期待できる事業

【地域活動支援事業】

- ① 上記の①～⑥に掲げる事業
- ② その他地域に密着したきめ細かな事業

【障害者スポーツ支援事業】

- ① 障害者スポーツの育成・強化に関する事業
 - ・選手、競技団体、指導者等の育成・強化を図る事業
 - ・競技力向上のための研究開発・調査研究事業
- ② スポーツを通じた障害者の社会参加を推進する事業
 - ・スポーツ大会等開催事業
- ③ その他障害者スポーツに関する事業

2 福祉・介護人材確保対策について

(1) 福祉・介護人材確保の現状と課題

福祉・介護人材の確保については、昨今の厳しい経済情勢による他産業における雇用情勢の悪化を受け、その動向に一定の改善が見られるものの、依然として労働環境の厳しさ等から、

- ① 福祉・介護の現場では、従事者の離職率が高く、また、地域や事業所によっては人材確保が困難な状況にある（特に都市部においては、依然として人手不足感が強い）
- ② 介護福祉士・社会福祉士の養成施設では、著しい定員割れが生じている（定員充足率 55.1%（平成 21 年度））
- ③ 介護福祉士等の資格を有しながら、この分野で働いていない者が多数存在している（全国で約 20 万人）

などの様々な課題を抱えている。

このような状況の中、質の高い福祉・介護人材の安定的確保は喫緊の課題であり、平成 19 年 8 月に見直された「福祉人材確保指針」を踏まえつつ、福祉・介護人材確保のため、総合的な取組を進めているところである。

※介護職員の将来推計 124 万人（平成 19 年度（2007 年））

→ 212 万人～255 万人（平成 37 年度（2025 年））

(2) 平成 21 年度からの新たな福祉・介護人材確保対策について

こうした状況を踏まえ、厚生労働省では、関係部局の連携の下、平成 21 年度介護報酬改定等による介護従事者の処遇改善や雇用管理改善等に関する各種助成制度、介護福祉士等の資格取得を希望する離職者等への職業訓練、働きながら資格を取得する介護雇用プログラムのほか、当局においては以下の取組を行っている。

これらについては、貴都道府県管内の関係団体等とも連携を図りつつ、引き続き積極的な取組をお願いしたい。

事業名	事業内容	事業の実施主体	措置年度・予算額 (案)・補助率
介護福祉士等修学資金貸付事業 (10頁)	介護福祉士等の養成施設へ就学を希望する者に対する修学資金の貸付け。	都道府県が適当と認める団体 (都道府県社会福祉協議会等)	平成20年度補正予算 320億円 10/10
進路選択等学生支援事業(10頁)	学生や教員に対し、福祉・介護の仕事の魅力を伝えるための相談・助言を実施。	都道府県(介護福祉士養成施設等への補助)	平成20年度補正予算 205億円(障害者自立支援対策臨時特例交付金の内数) 10/10
潜在的有資格者等養成支援事業 (11頁)	潜在的有資格者等の再就労を促進するための研修を実施。	都道府県(介護福祉士養成施設等への補助)	
複数事業所連携事業(11頁)	小規模事業所が連携して、合同採用や合同研修等の取組を行った場合に一定額を助成。	都道府県 (コーディネート業務委託可)	
職場体験事業 (12頁)	福祉・介護の職場体験の機会の提供。	都道府県(都道府県福祉人材センター等へ委託可)	
福祉・介護人材マッチング支援事業(12頁)	都道府県福祉人材センターにキャリア支援専門員を設置し、個々の求職者に相応しい職場を開拓するとともに、働きやすい職場づくりに向けた指導・助言を実施。	都道府県(都道府県福祉人材センターへの委託)	平成21年度補正予算 98億円(障害者自立支援対策臨時特例交付金の内数) 10/10
キャリア形成訪問指導事業(13頁)	養成校の教員等が事業所を巡回・訪問して職員のキャリアアップや施設の向上等のための研修を行った場合の経費を助成。	都道府県(介護福祉士養成施設等への補助)	
福祉・介護人材確保緊急支援事業			
福祉・介護人材定着支援事業 (13頁)	就職して間もない従事者に対する巡回相談等の実施。	都道府県 (委託可)	平成22年度予算案 セーフティネット支援対策等事業費補助金の内数 1/2
実習受入施設ステップアップ事業(13頁)	一定の要件を満たす優良な実習施設が中心となって、地域の実習施設と連携を図りつつ、講習会や実践事例報告会等の取組を行った場合に一定額を助成。	都道府県 (委託可)	
企画委員会設置・運営事業 (14頁)	都道府県と関係団体が連携し、福祉・介護人材の動向や課題等について協議を行う。	都道府県	

ア 介護福祉士等修学資金貸付事業に関する留意事項

介護福祉士等養成施設においては、近年著しい定員割れが生じており、介護福祉士等福祉・介護分野の中核を担う若い人材の参入が減少している状況にあるため、昨年度、貸付条件の緩和を図るとともに、貸付原資等を大幅に拡充し、質の高い人材の確保・定着を図ることとしたところである。

各都道府県においては、現在、事業に取り組んでいるところであるが（参考資料4参照）、次年度以降も計画的な貸付けをお願いするとともに、貸付希望者に対して入学時等必要な時期に必要な資金が交付されるよう、貸付審査時期の前倒しなど貸付希望者の利便性に配慮した事業運営をお願いしたい。

イ 障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業に関する留意事項

本事業は、平成23年度までの緊急的な取組であり、ほとんどの都道府県において、すでに事業が実施もしくは実施予定となっているが、一部の自治体においては、事業実施に遅れが見られるところである。

平成22年1月末現在の各事業の実施状況については、下記や参考資料4のとおりとなっているので、これらを参考に積極的かつ効果的な取組を行い、福祉・介護人材確保対策をより強力に推進して頂きたい。

①進路選択等学生支援事業（20年度補正）

対象養成施設のうち、本事業に取り組んでいる養成施設の割合は平成22年度1月末現在59.5%となっている。福祉・介護人材確保に関する各種事業が実施される中、事業に従事できる教員等も限られるため、本事業への取組を行わない養成施設も見受けられる。

しかしながら、本事業により学校訪問を行った結果、進路指導担当から個別の相談を受けたケースや福祉職場のイメージ向上活動により進学希望者数の増加傾向が見受けられるケースも出てきているところである。

また、学校訪問等の際には、事前に各自治体の教育委員会を訪問し説明するなど円滑な実施を図ったり、学校等での説明時には教員だけではなく、先輩職員や学生からの助言、修学資金貸付制度の話なども行うことにより、

学生が進路選択を考える上でのよい動機付けになっているなど、効果的に事業を実施しているケースも見受けられる。

このため、事業未実施の養成施設に対しても、積極的に本事業に取り組むよう依頼されたい。

②潜在的有資格者等養成支援事業

本事業に取り組んでいる実施主体数は全国で298カ所であり、研修延べ約1,900回、定員延べ約8万人が実施もしくは実施予定となっている。

特に、潜在的介護福祉士が22万5千人（平成19年9月現在）いる中において、これらを対象とした研修の定員は約7千人（全定員の8.7%）と極めて低調な結果となっており、全く実施しない自治体も散見されるため、これまで以上に積極的に取り組まれない。

また、実施済みの研修のうち、潜在的有資格者再就業支援研修における受講後の福祉・介護分野への就職・求職状況については、471人（29.4%）となっているものの、特になし・不明が多くなっている。

受講者から研修後の就職・求職状況や福祉・介護分野への関わりについて報告を求めたり、フォローアップ調査等を行うなど、研修効果が上がるよう実施主体に対し指導願いたい。

なお、本事業の実施は、養成施設に限らず他の関係機関・団体における実施も可能であるので積極的な取り組みをお願いするとともに、受講者の研修後における就職・求職活動が円滑に行われるよう福祉人材センターやハローワークとの連携についても積極的に取り組まれない。

③複数事業所連携事業

本事業の参加施設・事業所は下表のとおりとなっており、43都道府県において、コーディネーターを設置し実施しているところである。

	施設・事業所		養成施設	
	参加数	ユニット数	参加数	ユニット数
合同求人活動	751	91	13	1
合同職員研修	2,295	281	12	2
合同学校説明会	151	17	54	5
人事交流	136	16	0	0
その他	183	20	5	2
計（延べ数）	3,516	425	84	10

本事業の実施により、合同面接会を実施し職員採用に結びついたり、研修の企画運営に取り組んだ事例や他の事業所との交流の中から職員の悩みなどが解消された事例が見られるなど、その効果が現れている。

また、本事業が成功している事例を見ると、例えば、コーディネーターが、事業所を戸別訪問し参加を働きかけているものや事業内容に照らし参加事業所が適したユニットを組めるよう支援しているもの、職場体験事業等他の事業と連携して本事業を実施しているものなど、様々な工夫が見受けられるので、実施が低調な自治体においては、これらを参考に積極的に取り組まれない。

④ 職場体験事業

本事業を行う施設・事業所数は5,154ヵ所となっており、これまで参加した人数は延べ2,773人、うち福祉・介護分野に就職した人数は、判明している分だけで延べ185人となっており、事業成果が見始められているところである。

具体的な実施方法については、都道府県によって差異があるものの、好事例として、体験前に事前学習会を開催し施設の概要や体験時のマナーなどを伝えたり、また、体験希望者のニーズに応じられるよう、日時や受入施設の選定等について事前に連絡調整等を行っているようなところもある。

本事業が円滑かつ効果的に実施されるためには、体験希望者と受入施設間の連絡調整等を積極的に行うことはもちろん、体験終了時には、体験参加者からの報告を求め今後の周知広報等に活用するとともに、就労希望者には福祉人材センターへの求職登録等を勧めたり、体験後の就労・求職状況を把握し事業効果を検証することが必要である。

⑤ 福祉・介護人材マッチング支援事業

本事業は、都道府県福祉人材センターに委託し実施されているところであるが、事業の中核を担うキャリア支援専門員については、ほぼ全県で配置され1県当たり平均3.4人（予定含む）となっている。

なかには、本事業を効果的に行うため、キャリア支援専門員をエリア担

当制とし、当該エリアの求人施設の特性など個別の情報を求職者に説明したり、出張相談の時間帯を求職者の多い午後にするなど、積極的な取組が見受けられる。

また、事業所向けに専門的なアドバイスを行う事業者アドバイザーについては、26 県において配置もしくは配置予定となっており、公認会計士や社会保険労務士のほか、中小企業診断士や税理士、弁護士等となっている。

求職者や事業所側のニーズに応じたきめ細かい指導や助言等を行うためには、上述のような取組を行ったり、土日のイベント開催についてハローワークの協力を得たりするとともに、ハローワーク以外でも、市町村役場や市区町村社会福祉協議会、公民館、大型商業施設等にも積極的に出向き、より効果のあがる事業運営をお願いしたい。

⑥ キャリア形成訪問指導事業

事業実施予定の養成施設数等は 80 カ所となっており、これまで実施された研修・講座数は 235、研修プログラム作成数は 55 となっている。

いくつかの自治体においては、養成施設側の教員数に余裕がないところもあるため、思うように事業が進んでいない状況が見受けられるが、本事業は養成施設に限らず他の関係機関・団体における実施も可能であるので、積極的な取組みをお願いするとともに、事前に事業所からの研修要望等を聴取し、これを踏まえて各養成校において対応可能な研修プログラムを作成し、各事業所に案内通知を送付するなどにより本事業を効率的に実施していただきたい。

ウ セーフティネット支援対策等事業費補助金に関する留意事項

福祉・介護人材定着支援事業は、自治体の負担感もあることから、その取組みが低調なものとなっている。

平成 22 年 1 月末現在の実施都道府県数（実施予定含む）

福祉・介護人材定着支援事業 8

実習受入施設ステップアップ事業 7

福祉・介護人材定着支援事業を実施しているところでは、毎週定例的に窓

口相談や巡回相談日を設置するほか、事業所に対し定着支援に向けた取組例の情報提供を行うなど、きめ細かいサービスを提供しているところがあったり、単独で事業所を訪問し指導・助言を行うことが難しい場合は、他の支援事業と共同で実施するなどの工夫をしているところもある。

また、実習受入施設ステップアップ事業についても、優良実習施設による講習会等により、先進的な介護のあり方や実習指導者としての注意点などの具体的なアドバイスを教授することにより、実習指導技術の向上を図っているようなところもあるので、事業未実施の自治体においてはこれらを参考に本事業を積極的に活用されたい。

エ 福祉・介護人材確保に係る関係機関の連携

上記各種事業の実施に当たっては、地域の実情を踏まえた対応が不可欠であり、また、各種助成制度や職業訓練が拡充されたことに伴い、これらの福祉・介護人材確保に関する事業を実施している関係機関等との情報交換や連携がより極めて重要である。

各都道府県においては、従事者の需給や就業状況を把握した上、広域的な視点に立って、市区町村、福祉・介護サービス事業者、介護福祉士等養成施設、社会福祉協議会、都道府県福祉人材センター、職能団体、労働関係機関、教育機関等との連携の下、福祉・介護人材確保に関する関連施策を積極的に促進されるようお願いしたい。

なお、各事業の具体的内容の調整や関係団体との連携方策等に関する協議の場（企画委員会）の設置・運営に係る経費を「福祉・介護人材確保緊急支援事業」（セーフティネット支援対策等事業費補助金）において予算措置しているため、積極的な活用をお願いしたい。

（3）既存の福祉・介護人材確保対策について

ア 都道府県福祉人材センターにおける取組

（ア）ハローワークとの連携

各都道府県の一部のハローワークでは、今年度より、福祉分野での労働力のマッチング体制及び機能の強化を図るため、「福祉人材コーナー」を

設置し、きめ細かな職業相談・職業紹介、求人者への助言・指導等を実施しているところである。

これに関連して、平成21年10月に「福祉人材センター等とハローワーク等との効果的な連携のあり方について」（一部改正通知）を発出し、両組織がそれぞれの専門性を活かして取り組む連携方策をお示ししているところであるが、今年度の連携状況をみると、福祉人材センターの約83%が就職説明会等を共催し、また約9割が、ハローワークに対し福祉人材センターが行う事業の周知・広報依頼を行っている。

一方、福祉人材センター等とハローワークで所有している求職者情報の情報交換は4割を下回っており、相互の情報を活用した就職斡旋や求人・求職者情報の分析が十分に行われていない状況が見受けられる。

求人者・求職者の視点に立ち、両組織のいずれからでも適切な情報を得ることができるよう、例えば、求人情報の共有についてホームページのリンク機能を活用するなど、情報の相互乗入れについて検討をお願いしたい。

また、福祉人材センターは福祉・介護分野に特化した情報・知見を豊富に有し、他方、ハローワークでは幅広く求人・求職に関する情報が集約されるなど、それぞれの機関が独自の特性を有していることから、これを活かすことができるよう、相互の人材活用、事業の共同実施など、さらに連携の強化に取り組んでいただきたい。

「福祉人材センターにおけるハローワークとの連携状況」詳細は参考資料参照

	行っている	行っていない
就職説明会等の共催等	83.0%	17.0%
ハローワークへの求職者情報の提供	31.9%	68.1%
「介護就職デイ」への参加、協力	63.8%	36.2%

なお、各福祉人材センターに対し「ハローワークと相違している長所」を確認したところ、都道府県社会福祉協議会内に全国社会福祉施設経営者協議会や全国老人福祉施設協議会等の種別協議会があるため法人や施設・事業所に関する情報量や参考資料が多いという意見が最も多く、次に、福祉・介護の仕事内容や関連資格取得についてきめ細かく相談できる体制が整っているなどの意見も多くなっている。

これらのノウハウや情報量を十分に活用し、ハローワークをはじめ関係機関・団体との連携を積極的に図って頂きたい。

(イ) 福祉人材確保重点事業の推進

都道府県福祉人材センター及び福祉人材バンクは現在、全国で75カ所あり、従来から福祉・介護分野への無料職業紹介や人材確保に向けた各種研修などに取り組んで来ており、新たに創設された前述の都道府県事業においても、コーディネーター役を積極的に行うなど、福祉・介護人材確保対策全体が円滑かつ効果的に実施されるよう、各種関連事業の調整や推進役も期待されており、その活動如何によって、管内の対策事業全体の効果が左右されると言っても過言ではない。

平成21年度における各都道府県福祉人材センター・バンクの実施体制や実施状況について、下記や参考資料8のとおり取りまとめているので、これらを参考に福祉人材センター・バンク事業のより一層の推進をお願いしたい。

①実施体制

福祉人材センター等の職員数は1カ所当たり実人員で平均5.6人となっているが、その配置人数は都道府県により、かなりの違いが見受けられる。

また、求職者の利便性を考慮し、土日も開設しているところは21カ所(28.0%)となっており、これらのセンター等における1カ所当たりの1ヶ月平均来所者数は295人となっており、平日のみ開設している1カ所当たりの1ヶ月平均来所者数82人と比べ、約3.6倍の開きが見受けられる。

これは、学生や転職希望者等のニーズが土日に多く見られるためと考えられる。

②職業紹介事業等

平成21年4月から12月における福祉人材センター・バンクでの有効求人倍率については、昨今の厳しい雇用情勢により全国平均0.99となっており、平成20年度の有効求人倍率1.44に比較し、0.45ポイント

ント下がっている。（参考資料 8 参照）

しかしながら、都市部を抱える都府県及びその周辺府県の有効求人倍率は全国平均を上回っているところが多く、一方で、北海道・東北、中四国、九州地方の多くは、全国平均を下回っている状況にあるなど、求人・求職動向に地域差が見受けられるところである。

ただし、管内の地域や事業所によっては依然として人材確保が困難な状況にあり、他産業に比べ依然として離職率が高い状態であることなどを踏まえると、それぞれの福祉人材センター・バンクにおいて、無料職業紹介事業等の一層の充実が求められるところである。

なお、就職説明会・フェアについては、平成 21 年 4 月から 12 月で 189 回実施され、これらの 1 回当たりの参加者数は約 180 人となっており、研修・講習会については、同期間に 167 回実施され、1 回当たりの参加者数は約 36 人となっている。

イ 中央福祉人材センターにおける取組

中央福祉人材センターでは、都道府県福祉人材センターや福祉人材バンクに対し、各種研修やブロック会議の開催、メールニュース等による各種事業についての助言、参考となる取組事例の紹介を行うとともに、求人・求職情報システム（ホームページ「福祉のお仕事」<http://www.nw.fukushi-work.jp/index.html>）の運営や福祉人材確保に関する各種情報の収集・提供等を行っているので、各自治体においては、これらの事業も合わせて各種事業を強力的に推進願いたい。

ウ 福利厚生センターによる福利厚生事業

中小規模の事業者が多い社会福祉事業において魅力ある職場づくりを進めるためには、共同によるスケールメリットを活かして従事者の福利厚生の充実を図ることが重要である。

福利厚生センターは、社会福祉法に基づき「社会福祉事業従事者の福利厚生の増進を図る」ことを目的として厚生労働大臣の指定を受けた法人であり、生活習慣病予防検診費の助成、結婚・出産・入学祝い品や資格取得・永年勤続記念品の贈呈、弔慰金・見舞金の給付、スポーツクラブ・リゾート施

設の利用、地域における会員交流事業等45種類のサービスを提供している。

これらの多種多様なサービスは、小規模な社会福祉事業者が単独では実施することが難しい福利厚生事業を全国規模で共同化し、規模のメリットを最大限に活かすことにより、より安価に利用できるものとなっている。

福利厚生センターにおいては、既存のサービスメニューを見直し、事業の一層の効率化を図り、会員の希望が高いメニューの拡充等を行うこととしているので、社会福祉事業を実施する者に対し、福利厚生の充実が図られるよう、各種説明会等を通じた周知に一層のご協力をお願いしたい。

なお、福利厚生センター事業は、都道府県社会福祉協議会等を業務受諾団体として実施されている。(業務受諾団体連絡先、サービスメニュー一覧、加入状況等は参考資料9参照)

エ 日本社会事業大学における福祉・介護人材の養成

日本社会事業大学は、国から委託を受けて、指導的社会福祉従事者の養成を行っている福祉の単科大学であり、現在、社会福祉学部(2学科)、大学院(博士前期・後期課程)、専門職大学院(福祉マネジメント研究科)を設置している。また、この他に社会福祉主事養成課程等を通信教育科として設置している。

【日本社会事業大学の教育・研修組織】

- 専門職大学院 福祉マネジメント研究科(1年、長期履修制度の場合2年)
- 大学院 社会福祉学研究科(博士前期課程2年、博士後期課程3年)
- 大学 社会福祉学部 福祉計画学科、福祉援助学科(4年)
- 通信教育科 社会福祉主事養成課程(1年)
社会福祉士養成課程(1年7月)
精神保健福祉士一般養成課程(1年7月)
精神保健福祉士短期養成課程(9月)

[問い合わせ先] 日本社会事業大学 総務課

東京都清瀬市竹丘3-1-30

TEL 042-496-3000 <http://www.jcsw.ac.jp/>

(ア) 福祉専門職大学院

福祉・介護サービス分野における従事者のキャリアアップを支援し、サ

サービスの質の向上を図る観点から、社会人を対象として幅広い視野及び専門知識・技術を持った高度な福祉専門職業人を養成する専門職大学院が、平成16年度から設置されている。専門職大学院においては、市町村福祉行政等に助言、指導できる都道府県専門職の養成にも力を入れており、これまでに熊本県（4名）、長崎県（3名）、埼玉県（2名）、東京都（1名）から職員が派遣されるなど、行政機関からの職員派遣が増えており、現職復帰後の活躍が期待されているので、各都道府県等の職員の派遣について積極的に検討願いたい。なお、派遣院生は宿舍の利用も可能である。

○専門職大学院 福祉マネジメント研究科（1年制）

（ケアマネジメントコース、ビジネスマネジメントコース）

※平成21年度より、現職者には働きながら学べる2年間の長期履修制度を導入

※専門職修士の他、社会福祉士国家試験受験資格も取得可

【第Ⅱ期入学試験】

平成22年1月24日（日）（出願期間12月14日（月）～1月9日（土））

【第Ⅲ期入学試験】

平成22年3月6日（日）（出願期間1月29日（金）～2月20日（土））

（イ）社会福祉事業従事者に対する各種講座の開催

社会福祉士及び介護福祉士法の改正に伴う新しい養成課程の内容に対応し、実践現場の職員の力量向上を図るため、中堅職員向けの「スキルアップ講座」を実施している。

また、福祉事務所や児童相談所等の福祉行政機関が処遇困難事例の対応策を学ぶことができる「福祉マイスター道場」や福祉経営に携わる職員向けに総合的に経営のノウハウを学ぶことのできる「福祉経営塾」を実施している。

いずれの講座も、都心にある文京区茗荷谷キャンパスにおいて、専門職大学院の教員が中心となり実施しているので、各都道府県においてリーダーとなる社会福祉事業従事者の派遣について、管内の市町村及び関係団体等へ周知願いたい。

オ 社会福祉事業従事者に対する研修等

今後ますます増大する福祉・介護ニーズに的確に対応し、質の高いサービスを確保する観点から、従事者の資質の向上を図るための「キャリアアップの仕組みの構築」が求められており、平成22年度においても、地方自治体の福祉担当職員及び社会福祉法人経営者等を対象とする社会福祉研修を、中央福祉学院（ロフォス湘南）及び国立保健医療科学院において実施することとしている。

(ア) 中央福祉学院

中央福祉学院は、社会福祉施設長の資格認定通信課程、社会福祉法人経営者や施設長・指導職員の現任訓練のための研修等を行っており、平成22年度は以下の研修を予定している。

○ 中央福祉学院における研修事業（案）

[委託事業]

・社会福祉主事資格認定通信教育課程	2,000人
・社会福祉施設長資格認定通信教育課程	300人
・社会福祉法人経営者研修課程	600人
・介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程	80人
・社会福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程	80人

[補助事業]

・児童福祉司資格認定通信課程	200人
・社会福祉施設指導職員特別研修課程	240人
・「福祉職員生涯研修課程」指導者養成研修課程	50人

[問い合わせ先] 全国社会福祉協議会中央福祉学院

神奈川県三浦郡葉山町上山口1560-44

T E L 046-858-1355 <http://www.gakuin.gr.jp/>

福祉・介護サービス従事者のキャリアアップを図るため、広報や会議等を通じ、本研修への参加に向けた周知をお願いしたい。

(イ) 国立保健医療科学院

国立保健医療科学院は、社会福祉、保健医療及び生活衛生に関する地方

自治体職員などの教育訓練等を行っており、平成22年度は以下の研修を開催することとしている。

○ 国立保健医療科学院における研修事業	
・ 都道府県・指定都市・中核市指導監督職員研修	
a 社会福祉法人・老人福祉施設担当	100人
b 社会福祉法人・児童福祉施設担当	100人
c 社会福祉法人・障害者福祉施設担当	100人
d 生活保護担当	70人
・ 福祉事務所所長研修	70人
・ 生活保護自立支援研修担当育成研修	30人
・ 児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修	60人
・ 介護保険指導監督中堅職員研修	200人
・ 都道府県障害程度区分指導者研修	150人
・ 要介護認定都道府県等職員研修	150人
・ 要介護認定調査員指導者研修	150人
〔問い合わせ先〕 国立保健医療科学院総務部教務課	
埼玉県和光市南2-3-6	
TEL 048-458-6111 http://www.niph.go.jp/	

(4) 「介護の日」について

介護についての理解と認識を深め、介護サービス利用者、その家族、介護従事者等を支援するとともに、これらの人たちを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、高齢者や障害者等に対する介護に関し、国民への啓発を重点的に実施するための日として、平成20年に11月11日を「介護の日」と定め、本年度で二回目を迎えたところである。

また、本年度から、「介護の日」に関連して行われる様々な活動との連携を通じて、福祉・介護サービスに対する一層の周知啓発等を図っていくため、「福祉人材確保重点実施期間」を介護の日前後二週間（11月4日から11月17日まで）としたところである。

本年度は、厚生労働省においても「介護の日」当日に大臣出席のもとで、『「介護の日」フォーラム』を開催するなど、様々な取組を行ったところであり、各

自治体においても、地域の実情に応じた様々な啓発活動を積極的に実施していただいたところである。本年度は、全国で699件の「介護の日」あるいは「福祉人材確保重点実施期間」関連の活動等が実施された。昨年度に引き続いて様々な啓発活動を実施していただいたことに関して、厚く御礼を申し上げる。

なお、本年度の各自治体等の取組については、厚生労働省ホームページに掲載しているので参照されたい。

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/kaigo-day/index.html>)

来年度以降、各自治体から寄せられた御意見や御要望も参考にしつつ、これまで以上に介護に対する啓発を図るべく、厚生労働省としても、様々な取組に努めていきたいと考えているところである。各自治体においても今後とも、管内の市町村や関係団体等との緊密な連携を通じて、様々な啓発活動を行っていただくよう、御協力をお願いしたい。

3 経済連携協定に係る外国人介護福祉士候補者の受入れについて

(1) 現状

経済連携協定（EPA）に基づき、現在、インドネシアとフィリピンの2カ国から、介護福祉士候補者の受入れを行っており、その概要は以下のとおりである。

ア インドネシア（平成20年7月 協定発効）

- ・ 平成20年度 104名の候補者を受入れ（昨年1月末から受入施設で就労・研修を開始）
- ・ 平成21年度 189名の候補者を受入れ（本年1月中旬から受入施設で就労・研修を開始）

イ フィリピン（平成20年12月 協定発効）

フィリピン人介護福祉士候補者の受入れに関しては、受入施設で就労・研修しながら国家試験の合格を目指す就労コースと、養成施設で就学し資格取得を目指す就学コースの2つが設けられている。

・ 平成21年度

【就労コース】 190名の候補者を受入れ（うち途中帰国者等2名を除く188名の候補者が昨年11月中旬から受入施設で就労・研修を開始）

【就学コース】 27名の候補者を受入れ（現在、日本語研修を受講中であり、本年4月から養成施設で就学を開始する予定）

(2) 平成22年度の受入れ

ア インドネシア

平成22年度においては、最大で300人の候補者を受け入れることとしており、先般、受入調整機関である（社）国際厚生事業団において、日本側の受入施設の募集を行ったところである。

今後は、インドネシア側において希望者を募集し、マッチング等を経て、本年7月頃から日本語研修を開始する予定である。

イ フィリピン

平成22年度においては、当初2年間の受入最大人数である600人から今年度の受入人数（217名）を差し引いた、最大で383人を受け入れる予定である。

就労コースについては、インドネシア同様、先般、日本側の受入施設の募集を行ったところであり、今後、フィリピン側において募集された希望者とのマッチング等を経て、本年4～5月頃から日本語研修を開始する予定である。

(3) 候補者に対する日本語習得支援策（平成22年度予算案）

候補者については、日本語能力が十分ではないことが多く、受入施設側の負担となっている場合が多いという現状を踏まえ、平成22年度予算案において、新たに、候補者の日本語習得を支援するための事業に必要な経費を盛り込んだところである。

その概要は以下のとおりであり、受入施設日本語習得支援事業については、セーフティネット支援対策等事業費補助金を活用して実施することとしている。各自治体におかれては、管内の受入施設に対する積極的な周知と事業の活用促進をお願いしたい。なお、本事業は自治体に新たな財政負担を求めものではない。

ア 受入施設日本語習得支援事業

受入施設における継続的な日本語研修（日本語講師の受入施設への派遣、日本語学校や養成校への通学等）に係る経費を支援する。

（ 補助率 定額（10/10）
候補者1人当たり年間235千円以内（国1/2、施設1/2相当） ）

イ 日本語定期研修事業

集合研修で確認テストの実施、習得度の評価、個々の候補者に応じた適切な学習方針の提示などを行う。

また、研修期間中に確認された候補者ごとの日本語習得度や適切な学習方針については、受入施設にもフィードバックし、候補者及び受入施設が一体となって計画的に日本語を習得できるよう支援する。

(4) 各自治体への情報提供

EPAに関する様々な情報を都道府県等に迅速にお知らせするため、昨年10月より「EPA通信」と題して、電子メールでの情報提供を行っているところである。

これまで、EPAの概要や締結に至るまでの経緯、受入施設一覧、平成22年度の候補者受入説明会の案内等をさせていただいた。

今後も、適時情報提供を行っていく考えであるが、EPAに関して御不明な点や積極的な情報提供を希望する事項があれば、当局にお知らせ願いたい。

自治体の中には、独自に、EPAに基づき入国した外国人介護福祉士候補者や受入施設に対する支援策に取り組んでいただいているところもある。今後とも、①受入れの仕組み自体の円滑な運用、②候補者の適切な就労・研修の促進に御協力をお願いしたい。

4 社会福祉法人について

社会福祉法人（以下「法人」という。）は、社会福祉事業の中心的な担い手としてこれまでも活動してきたところであるが、近年の急速な少子高齢化の進行、単身高齢者の増加など、社会福祉を取り巻く環境は大きく変化しており、それに伴い、法人に対するニーズも拡大、多様化している。

また、平成12年の介護保険制度の導入を機に、福祉の分野に多様な主体が参入しつつある中で、法人については、地域福祉の主たる担い手として、地域福祉への積極的・献身的な貢献や、地域福祉を支える人材の育成など、公益性・公共性の高い法人であるからこそ実施できる事業への積極的な取組が、これまで以上に強く期待されているところである。

このような様々なニーズに対応すべく、法人から所轄庁への相談等が寄せられることも多いと考えられるが、各都道府県等におかれては、法人が期待される役割を適切に果たすことができるよう、引き続き、必要な助言等をお願いしたい。

(1) 社会福祉法人の会計処理基準の一元化について

法人の会計処理については、平成12年度以降、「社会福祉法人会計基準」のほか、「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」や「介護老人保健施設会計・経理準則」等、様々な会計ルールが併存しており、事務処理が煩雑、計算処理結果が異なる等の問題が指摘されている。

また、社会経済状況の変化に対応した一層の効率的な法人経営とともに、公的資金や寄附金等を受け入れていることから経営実態をより正確に反映して国民や寄附者に示せるよう、事業の効率性に関する情報や事業活動状況の透明化が求められる。こうしたことから、平成20年度より、日本公認会計士協会の協力のもと、法人の会計基準一元化に向けての検討を行っている。

その概要は参考資料16のとおりであり、見直しに当たっては、都道府県・指定都市・中核市及び福祉関係団体等からの意見等を踏まえつつ進めていくこととしている。

昨年末に送付した素案に関し、都道府県・指定都市・中核市からは350件を超える意見が寄せられたところであり、これらの意見や福祉関係団体からの意見を参考に中身を精査し、パブリックコメント等所要の手続きを経て関係通知を発出する予定であるのでご承知願いたい。

(2) 社会福祉法人の指導監査について

ア 法人の指導監査の実施について

(ア) 法人の指導監査については、法人運営における関係法令の遵守状況などに特に問題のない法人で、外部監査の実施や施設経営における積極的な取組等を実施している法人については、所轄庁の判断で実地監査を4年に1回とする等の取扱いとする一方で、法人運営に問題が発生した場合、又は利用者等の関係者からの通報や苦情、法人の現況報告書の確認の結果等により、法人に問題が生じているおそれがあると認められる場合には、所轄庁の判断で随時指導監査を実施することとしているところである。

各都道府県等におかれては、上記の趣旨を踏まえ、指導監査の対象について、法人運営に大きな問題がある法人や、事業活動状況等から問題が生じるおそれがある法人に重点化するなど、より効率的かつ効果的な監査の実施をお願いしたい。

また、法令違反等運営に問題のある法人に対しては、関係部局等と十分連絡調整するなど組織的な対応を行うとともに、問題の是正改善が図られるまでの間必要に応じ随時指導監査を実施するなど、徹底した改善をお願いしたい。

(イ) 平成 21 年度における問題発生時の対応事例として、法人の内部調査により発覚した運営費着服の報を受け、所轄庁が特別監査を実施し、改善命令を発出した事案を、参考資料 1 7「社会的な問題が発生した社会福祉法人の主な事案」のとおりお示しする。

都道府県等においては、このような法人に対しては、重点的かつ継続的に指導監査を実施するとともに、法令違反などが明らかになった場合には、社会福祉法第 56 条に基づき、改善命令、業務停止命令、理事の解職勧告、法人の解散命令等も検討のうえ、適切な改善措置を実施されたい。

また、このような事案の再発防止のため、理事会機能の強化、監事監査の強化、会計経理事務に係る内部牽制体制の確立及び徹底などについて、引き続き重点的な指導をお願いしたい。

なお、社会福祉法第 56 条に基づく法人の改善措置等の流れについてまとめたものを例示として添付するので、改善命令等の手続きの参考とされたい。

イ 社会福祉法人の役員について

社会福祉法人の役員（理事、監事）については、「社会福祉法人の認可について」（局長通知）において、「社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者」を加えることとされており、この「学識経験を有する者」は、「社会福祉法人の認可について」（課長通知）において、具体的な例示のひとつとして「社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者」が示されているところである。

この意味するところは、長年、その地域に密着して社会福祉行政に従事したことで培われた豊富な知識・経験を法人運営に活用することにより、法人の適正な運営と社会福祉事業の推進に資することを目的とするものであり、法人役員に退職公務員を加えなければならないものではない。また、実際に運営に参画できない者を慣習で名目的に選任することは厳に慎むべきであり、安易に退職公務員のいわゆる受け皿とするような趣旨ではないので、ご了承ください。

(参 考)

○ 社会福祉法（昭和 26 年 3 月 29 日法第 45 号）

第 61 条 国、地方公共団体、社会福祉法人その他社会福祉事業を経営する者は、次に掲げるところに従い、それぞれの責任を明確にしなければならない。

一 （略）

二 国及び地方公共団体は、他の社会福祉事業を経営する者に対し、その自主性を重んじ、不当な関与を行わないこと。

三 社会福祉事業を経営する者は、不当に国及び地方公共団体の財政的、管理的援助を仰がないこと。

2 （略）

○ 社会福祉法人の認可について（平成 12 年 12 月 1 日障第 890 号、社援第 2618 号、老発第 794 号、児発第 908 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長、厚生省児童家庭局長連名通知）

第 3 法人の組織運営

1 役員

(2) 実際に法人運営に参画できない者を、役員として名目的に選任することは適当でないこと。

2 理事

(6) 理事には、社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者を加えること。

3 監事

(3) 監事のうち一人は社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者であること。

- 社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日障企第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局計画課長、厚生省児童家庭局企画課長連名通知）

第3 法人の組織運営

- (1) 次のような者は、「社会福祉事業について学識経験を有する者」であること。
 - ウ 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者

ウ 法人の資産管理（運用）について

資産の管理運用については、平成19年度の通知改正により、法人の基本財産以外の財産については、安全、確実な方法で行うことが望ましいとしつつ、運用可能な金融商品の範囲を一定程度拡大し、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用を認めることとしたところである。

一方、近年の金融技術の高度化に伴い様々な金融商品が登場してきており、その中には、元本保証のないリスクの高い金融商品も見受けられる。法人の中には、これら元本保証のないリスクの高い金融商品で多額の運用を行った上に、資産運用に失敗し、事業規模の縮小のみならず、法人運営そのものの継続が不可能となる事例が見受けられた。

こうした事例の特徴として、元本保証のないリスクの高い金融商品を購入するに当たり、そのリスクの理解が不十分であった場合や、リスク管理に必要な資産運用規程の未整備、理事長等一人の運用責任者による独断での運用など、法人のリスク管理やチェック体制が明らかに不適切と思われるものが見受けられた。

資産管理（運用）の失敗で法人運営に支障が生じると、当該法人の経営する事業の利用者（入所者）が大きな影響を受けることになるため、法人の資産管理（運用）について、以下の点について留意するよう、指導されたい。

- 役員、評議員、運用担当者における当該金融商品のリスク等についての理解
- 定款の変更（定款準則第15条第3項（「前項の規定に関わらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる」）相当部分が設けられているか）
- ガバナンスの徹底（当該金融商品で資産の管理（運用）を行うことについて理事会・評議員会の議決を経る、資産運用規程等を作成する等）

エ 現況報告書の活用について

法人は、社会福祉法第59条に基づき、毎年6月末日までに現況報告書を所轄庁に届け出しなければならないこととされ、この現況報告書には、法人役員、実施する事業などの事項のほか、前年度末現在の「財産目録」、「貸借対照表」、「収支計算書」などの経営状況を示す計算書類を添付しなければならないこととされている。

所轄庁においては、過去数年間の現況報告書の内容を観察、分析することなどにより法人の経営状況の変化を確認し、経営状態の悪化の恐れなどが認められた場合は、早い段階で個別に法人担当者から事情を確認して対応策を講ずるなど、現況報告書を活用した適切な指導をお願いしたい。

5 社会福祉施設の運営等について

(1) 社会福祉施設の運営

ア 施設の役割と適正な運営管理の推進

(ア) 社会福祉施設は、利用者本位のサービスを提供するため、苦情解決の取組みを整備し、第三者評価事業を積極的に活用するなど、自ら提供するサービスの質、職員育成及び経営の効率化など継続的な改善に努めるとともに、地域福祉サービスの拠点としてその公共性、公益性を発揮することが求められている。

このため本来事業の適正な実施に加え、施設機能の地域への開放及び災害時の要援護者への支援などの公益的取組が推進されるよう、適切な指導をお願いしたい。

また、積極的に利用者・家族等とのコミュニケーションを図ることや、苦情解決への取組みを実施することによって、多くの事故を未然に回避し、万が一事故が起きてしまった場合でも適切な対応が可能となるよう危機管理（リスクマネジメント）の取組みを推進することが重要であり、引き続き指導の徹底をお願いしたい。

(イ) 社会福祉施設の運営費の不正使用など不祥事により社会福祉施設に対する国民の信頼を損なうことがないよう施設所管課と指導監査担当課との連携を十分図り、適正な施設運営について引き続き指導をお願いしたい。

イ 感染症の予防対策等

(ア) 平成21年春以降、世界中で流行している新型インフルエンザ（A/H1N1）については、政府対策本部で定める「基本的対処方針」のもと、その対策に総力を挙げて取り組んでいるところであり、都道府県におかれては、社会福祉施設等へ必要な情報を適宜提供するとともに、平成21年10月8日付け事務連絡「新型インフルエンザの発生に対する社会福祉施設等の対応について【再更新】」等を参考に、衛生部局、保健所及び市町村とも連携しつつ、適切な対応をお願いしたい。

(参考)

- ・「社会福祉施設等における新型インフルエンザに係る今後のクラスター（集団発生）サーベイランスへの協力について」（平成21年12月14日）

事務連絡)

- ・「新型インフルエンザの発生に対する社会福祉施設等の対応について(再更新)」(平成21年10月8日 事務連絡)
- ・新型インフルエンザ対策関連情報
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html>
- ・新型インフルエンザ対策関連情報(自治体の方々へ)
http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/info_local.html

(イ) 社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上、ノロウイルスやレジオネラ症等の感染症、食中毒等に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、以下の通知を参考に衛生部局、民生部局及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いしたい。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延対策について」(平成19年9月20日雇児総発第0920001号、社援基発第0920001号、障企発第0920001号、老計発第0920001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」(平成19年12月26日雇児総発第1226001号、社援基発第1226001号、障企発第1226001号、老計発第1226001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・ノロウイルスに関するQ & A
<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html>
- ・「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」(平成17年2月22日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」(平成15年7月25日社援基発第0725001号)別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」

・「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」（平成20年7月7日雇児総発第0707001号、社援基発第0707001号、障企発第0707001号、老計発第0707001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」

なお、社会福祉施設等に対し、ウィルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生主管部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等の人権に配慮した対応が図れるよう適切に行われるよう指導をお願いしたい。

(2) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

ア 吹付けアスベスト等使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト（石綿）対策については、平成21年10月9日「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）使用実態調査に係るフォローアップ調査結果」を公表したところであるが、依然として、未措置状態にある施設、未回答施設、分析依頼中の施設が散見されており、引き続き法令等に基づき適切な措置を講ずるよう指導等をお願いしたい。

また、これら施設の「追加フォローアップ調査」については、平成22年3月5日（金）までに提出をお願いしているのでご協力をお願いしたい。

石綿等のばく露のおそれがない又は封じ込め、囲い込み等の措置を図った施設であっても、風化・損傷等によりばく露する危険性もあることから経過観測に努めるとともに、石綿等の分析調査を行った場合は、図面、調査結果を適切に保管し、撤去工事等を実施する際に活用できるよう施設に対して周知いただくようお願いしたい。

《参照通知等》

・「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査のフォローアップ調査結果の公表等について（平成21年10月9日雇児発1009第3号、社援発1009第5号、障発1009第2号、老発1009第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）」

イ 吹付けアスベスト等の除去等について

吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象となっていることから、これらの国庫補助制度等を積極的に活用しながら、その早期処理に努めるよう指導をお願いしたい。

なお、独立行政法人福祉医療機構において、平成17年度から実施してきたアスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置（融資率の引き上げ、貸付利率の引き下げ）について、平成22年度も引き続き実施することとしている（詳細は、1の（3）のウの（エ）アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇を参照）。

（3）社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の早期執行について

平成21年度第1次補正予算において創設した「社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金（以下、「基金」という。）」は、地震や火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、耐震化及びスプリンクラーの整備を促進するものである。

特に、消防法施行令改正に伴い、275㎡以上1000㎡未満の社会福祉施設についてもスプリンクラー設備を平成23年度末までに設置することが義務付けられていることから、整備に着手するよう管内社会福祉施設等に周知を図るとともに、適切な指導をお願いしたい。

また、基金の執行については、補正予算の執行見直しが行われたことに加え、施設側の事情による設計変更、都道府県内における事業の採択基準の策定に時間を要したことなどの様々な影響から、基金の執行が遅れているものと思われるが、緊急経済対策の主旨に鑑み、早期執行に努めていただきたい。

なお、当該基金の執行状況については、「社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の執行状況等の公表について」に基づき、半期毎に基金執行状況等報告書の提出を求め、公表することとしているので留意願いたい。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の運営について」（平成21年7月31日雇児発0731第1号、社援発0731第3号雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）
- ・「社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の執行状況等の公表について」（平成22年2月9日社援基発0209第1号社会・援護局福祉基盤課長通知）

(4) 社会福祉施設等の木材利用の推進について

社会福祉施設等における木材利用の推進にあたっては、「社会福祉施設等における木材利用の推進について」（平成9年3月6日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、木材利用の積極的な活用についてお願いしてきたところであるが、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、施設構造としてはもちろんのこと、内装や家具など備品についても積極的な活用が図られるよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いしたい。

(5) 社会福祉施設等の防災対策について

ア 社会福祉施設等の防災対策への取組

社会福祉施設等は、自力避難が困難な者が多数入所する施設であることから、次の事項に留意のうえ、施設の防火安全対策の強化に努めるよう、管内社会福祉施設等に指導するとともに、指導監査等にあたっては、特に重点的な指導をお願いしたい。

- ①火災発生の未然防止
- ②火災発生時の早期通報・連絡
- ③初期消化対策
- ④夜間防火管理体制
- ⑤避難対策
- ⑥近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保
- ⑦各種の補償保険制度の活用

また、地すべり防止危険区域等土砂等による災害発生の恐れがあるとして指定されている地域等に所在している社会福祉施設等においては、

- ①施設所在地の市町村、消防機関その他の防災関係機関及び施設への周知
- ②施設の防災対策の現状把握と、情報の伝達、提供体制の確立
- ③入所者の外出等の状況の常時把握及び避難及び避難後の円滑な援護
- ④消防機関、市町村役場、地域住民等との日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の実態を認識してもらうとともに、避難、消火、避難後の円滑な援護等を行うための協力体制の確保 等

社会福祉施設等の防災対策に万全を期していただくようお願いしたい。

《参照通知》

- ・「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」（昭和62年9月18日社施第107号）
- ・「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」（平成10年8月31日社援第2153号）
- ・「災害弱者関連施設に係る土砂災害対策の実施について」（平成11年1月29日社援第212号）

イ 大規模災害への対応について

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルでの防災対策では十分な対応が困難であることから、関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、民生部局においても積極的に参画願いたい。

なお、社会福祉施設等は地域の防災拠点として、また、災害救助法に基づく「福祉避難所」としての役割を有していることから、今後も震災時等における緊急避難的な措置として要援護者の受入を積極的に行っていただくようお願いしたい。

6 福祉サービスの質の向上のための取組みについて

(1) 福祉サービス第三者評価推進事業

福祉サービスを提供する事業者のサービスの質を、公正・中立な第三者評価機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する「福祉サービス第三者評価事業」は、個々の事業者が施設運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけるとともに、第三者評価を受けた結果を公表することにより、利用者の適切なサービス選択に資することを目的とした事業であるが、現在の通知が発出されて以降、受審が進んでいない都道府県も見受けられる。(参考資料19参照)

都道府県においては、本事業の推進のため、必要な人員を配置するなど体制を整えていただき、法人経営者、施設長、利用者及びその家族等に対する本事業の広報活動、関係者出席の会議や説明会等の機会における制度説明などの取組、都道府県推進組織の支援をお願いしたい。

ア 全国の推進組織について

全国社会福祉協議会が、学識経験者等で構成される「評価基準等委員会」、並びに都道府県推進組織を構成員とする「評価事業普及協議会」を設置し、評価基準の策定・更新や都道府県推進組織間での意見交換等を行うことにより、福祉サービスの第三者評価事業の推進及び都道府県推進組織に対する支援を行うとともに、各都道府県における評価調査者の養成に資するため、「評価調査者指導者養成研修」を実施しているところである。

イ 都道府県推進組織について

各都道府県に設置されている都道府県推進組織におかれては、福祉サービスの質の向上を図る観点から、評価基準の策定、第三者評価機関の認証、評価調査者の養成、事業者への受審勧奨等、引き続き第三者評価事業の普及・定着に努められるようお願いしたい。

なお、受審率向上のため、受審済施設の名簿・受審施設の感想等を記載したパンフレットの作成や関係施設・事業者団体を通じた働きかけも効果的であると考えられるので、下記URLも参考の上、これらの取り組み等により、事業者への受審勧

奨に努められるようお願いしたい。

(参考)

- 全国社会福祉協議会ホームページ

<http://www.shakyo-hyouka.net/> (第三者評価事業トップ)

<http://www.shakyo-hyouka.net/news4/fukyu-08.pdf> (パンフレット)

また、都道府県推進組織で実施している福祉サービス第三者評価受審への取組事例を紹介するので、事業推進の参考としてしていただきたい。

○熊本県における福祉サービス第三者評価受審促進策

(ア) 県健康福祉部が所管する社会福祉施設整備補助金における取扱い [平成21年度~]

- ①施設整備審査基準において、第三者評価受審法人に対する配点割合を高める
- ②施設整備補助金により施設を整備する法人等に対して、施設整備後に第三者評価の受審を求めることとした

(イ) 介護報酬上の取扱い [平成21年度~]

特定事業所集中減算の特例として位置づけた

(ウ) 社会福祉法人監査における取扱い [平成21年度~]

社会福祉法人に対する指導監査について、4年に1回の実施とする基準の一つに、受審し、結果を公表することを位置づけた

(エ) 受審認定証の交付

初年度である平成18年度については、交付式を開催(知事からの交付)

(オ) 受審事業所を紹介した普及啓発パンフレットの作成

(カ) 制度概要を紹介した事業者向けパンフレットの作成

(キ) 受審促進セミナーの開催

県内にある地域振興局(県庁出先機関)にて、評価機関や受審をした施設から、第三者評価事業について説明及び感想を聞く機会を作る

(ク) 受審事業所の一覧について、県ホームページで紹介

ウ WAMNET福祉サービス第三者評価情報システムについて

福祉医療機構の「WAMNET」において、都道府県推進組織が評価結果を登

録することや、WAMNET閲覧者が、施設の名称、所在地、種類等で評価結果を検索することが可能である。

各都道府県においては、管内における第三者評価事業の広告・啓発を通じた普及・定着のため、第三者評価情報システムを積極的に活用するようお願いしたい。

(参考)

- 全国社会福祉協議会ホームページ

<http://www.wam.go.jp/wamappl/hyoka/003hyoka/hyokanri2.nsf/aHyokaTop?OpenAgent>

(2) 苦情解決事業

ア 事業者段階における取り組みについて

苦情解決事業については、利用者保護の観点から仕組みを構築しているところである。

については、管内市町村及び社会福祉施設に対し、利用者からの苦情を踏まえ、提供するサービスに反映させ、サービスの質を向上させるという制度の重要性を再認識させるとともに、苦情解決の仕組みに関する体制を整備するよう、引き続き指導の徹底をお願いしたい。

平成20年10月1日現在における「事業者段階における苦情解決の取組状況」については、7月開催予定の平成22年度都道府県運営適正化委員会委員長・事務局長会議にて公表する予定である。

イ 運営適正化委員会における苦情解決の取り組みについて

運営適正化委員会については、公平性・中立性の確保や迅速な事務の執行など適正な運営が行われるよう、特に事務局長その他の事務職員の専従化や相談技術の向上、苦情解決合議体の最低2ヶ月に1回以上の開催、標準的な処理期間の公表、第三者委員向け研修会の積極的な実施について都道府県社会福祉協議会に対し、引き続き指導の徹底をお願いしたい。